

教育長の臨時代理による事務処理の承認について

教育長の臨時代理による事務処理について、下記のとおり行ったので、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第3条第1項の規定により、報告する。

記

- 1 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について
 - (1) 制定規則
別紙1のとおり。
 - (2) 事案決定日
平成31年3月29日
 - (3) 公布日
平成31年3月29日
 - (4) 施行日
平成31年4月1日

- 2 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について
 - (1) 制定規則
別紙2のとおり。
 - (2) 事案決定日
平成31年3月29日
 - (3) 公布日
平成31年3月29日
 - (4) 施行日
平成31年4月1日